

平成 27 年度第 3 回都市計画審議会

平成 27 年 11 月 18 日 (水) 午後 1:30~

## 報告第 3 号

### 阪神間都市計画高度地区の変更（西宮市決定）について【報告】

#### 目 次

1. 計画書（原案）	.....	P. 1
2. 理由書（原案）	.....	P. 7
3. 変更前後対照表(参考)	.....	P. 8
4. 位置図・計画図（原案）	.....	P. 10

## 計画書（原案）

### 阪神間都市計画高度地区の変更（西宮市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度		備考
高度地区 (第1種)	約 1,281ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下としなければならない。		
高度地区 (第2種)	約 1,077ha	1. 建築物の高さの最高限度は、15 メートルとする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下としなければならない。		
高度地区 (第3種)	約 813ha	1. 建築物の高さの最高限度は、15 メートルとする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル未満の範囲にあっては、当該水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたもの以下とし真北方向の水平距離が 8 メートル以上の範囲にあっては、当該水平距離から 8 メートルを減じたものに 0.6 を乗じて得たものに 15 メートルを加えたもの以下としなければならない。		
高度地区 (第4種)	約 248ha	1. 建築物の高さの最高限度は、15 メートルとする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたもの以下としなければならない。		
高度地区 (第5種)	約 841ha	1. 建築物の高さの最高限度は、20 メートルとする。 2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル未満の範囲にあっては、当該水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたもの以下とし真北方向の水平距離が 8 メートル以上の範囲にあっては、当該水平距離から 8 メートルを加えたもの以下としなければならない。 3. 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの水平距離に、建築物で高さが 15 メートルを超える部分を有するものにあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、2.5 を乗じて得たものに 15 メートルを加えたもの以下としなければならない。		

			メートルを減じたものに 0.6 を乗じて得たものに 20 メートルを加えたもの 以下としなければならな い。		
高度地区 (第 6 種)	約 174ha	1 . 建築物の各部分の高さは、当該部分か ら前面道路の反対側の境界線又は隣地境 界線までの真北方向の水平距離が 8 メー トル未満の範囲にあっては、当該水平距離 に 1.25 を乗じて得たものに 10 メートルを 加えたもの以下とし真北方向の水平距離 が 8 メートル以上の範囲にあっては、当該 水平距離から 8 メートルを減じたものに 0.6 を乗じて得たものに 20 メートルを加 えたもの以下としなければならない。	2 . 建築物の各部分の高さ は、当該部分から隣地境 界線までの水平距離に、建築 物で高さが 15 メートルを超 える部分を有するものにあ っては、その部分から隣地 境界線までの水平距離のう ち最小のものに相当する距 離を加えたものに、2.5 を乗 じて得たものに 15 メートル を加えたもの以下としなけ ればならない。		
高度地区 (第 7 種)	約 247ha	1 . 建築物の 高さの最高 限度は、20 メートルと する。	2 . 建築物の各部分の高 さは、当該部分から前面道路 の反対側の境界線又は隣 地境界線までの真北方向 の水平距離に 2.5 を乗 じて得たものに 20 メートル を加えたもの以下としな ければならない。	3 . 建築物の各部分の高 さは、当該部分から隣地境 界線までの水平距離に、建築 物で高さが 20 メートルを超 える部分を有するものにあ っては、その部分から隣地 境界線までの水平距離のう ち最小のものに相当する距 離を加えたものに、2.5 を乗 じて得たものに 20 メートル を加えたもの以下としなけ ればならない。	
高度地区 (第 8 種)	約 8.0ha	1 . 建築物の 高さの最高 限度は、25 メートルと する。	2 . 建築物の各部分の高 さは、当該部分から前面道路 の反対側の境界線又は隣 地境界線までの真北方向 の水平距離に 2.5 を乗 じて得たものに 20 メートル を加えたもの以下としな ければならない。	3 . 建築物の各部分の高 さは、当該部分から隣地境 界線までの水平距離に、建築 物で高さが 20 メートルを超 える部分を有するものにあ っては、その部分から隣地 境界線までの水平距離のう ち最小のものに相当する距 離を加えたものに、2.5 を乗 じて得たものに 20 メートル を加えたもの以下としなけ ればならない。	

				ればならない。	
高度地区 (第9種)	約 53ha	1. 建築物の高さの最高限度は、30メートルとする。	2. 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 2.5 を乗じて得たものに 20 メートルを加えたもの以下としなければならない。	3. 建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線までの水平距離に、建築物で高さが 20 メートルを超える部分を有するものにあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに、2.5 を乗じて得たものに 20 メートルを加えたもの以下としなければならない。	
小計	約 4,742ha				
ただし	<p>1. 制限の緩和措置</p> <p>(1) 第1種高度地区から第4種高度地区まで、第5種高度地区第2項、第6種高度地区第1項、第7種高度地区第2項、第8種高度地区第2項又は第9種高度地区第2項の規定を適用する場合において、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの（以下「水面等」という。）があるとき又は建築物の敷地が北側で水面等に接するときは、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(2) 第5種高度地区第3項、第6種高度地区第2項、第7種高度地区第3項、第8種高度地区第3項又は第9種高度地区第3項の規定を適用する場合において、建築物の敷地が公園（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号に規定する都市公園を除く。）、広場、水面その他これらに類するもの（以下「公園等」という。）に接するときは、その公園等に接する隣地境界線は、その公園等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p> <p>(3) 建築物の敷地の地盤面が隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。ただし、建築物の高さの最高限度に係る規定の適用にあってはこの限りでない。</p> <p>(4) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第131条の2第2項の規定により計画道路又は予定道路を前面道路とみなす場合においては、その計画道路又は予定道路内の隣地境界線はないものとみなす。</p> <p>(5) 第2種高度地区第1項、第3種高度地区第1項、第4種高度地区第1項、第5種高度地区（第2項を除く。）、第6種高度地区第2項、第7種高度地区（第2項を除く。）、第8種高度地区（第2項を除く。）又は第9種高度地区（第2項を除く。）の規定を適用する場合において、階段室、昇降機搭など建築基準法施行令第2条第1項第6号ロに規定する建築物の部分の高さが12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しないものとする。</p> <p>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項若しくは第2項若しくは第86条の2</p>				

第1項の規定による認定又は同法第86条第3項若しくは第4項若しくは第86条の2第2項若しくは第3項の規定による許可を受けた建築物については、当該一団地又は一定の一団地の土地の区域を当該建築物の一の敷地とみなす。

- (7) 第3種高度地区又は第4種高度地区の規定を敷地面積が1000平方メートル以上であり、かつ建築物の外壁（バルコニー、出窓、屋外階段その他これらに類するものがある場合は、その面も含む。）又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「外壁後退距離」という。）が2メートル以上の建築物について適用するときは、同規定第1項中「15メートル」とあるのは、「18メートル」とすることができる。
- (8) 第3種高度地区又は第4種高度地区の規定を敷地面積が2000平方メートル以上であり、かつ外壁後退距離が3メートル以上の建築物について適用するときは、同規定第1項中「15メートル」とあるのは、「20メートル」とすることができる。
- (9) 第5種高度地区の規定を敷地面積が1000平方メートル以上であり、かつ外壁後退距離が3メートル以上の建築物について適用するときは、同規定第1項中「20メートル」とあるのは、「24メートル」とすることができる。
- (10) 第5種高度地区の規定を敷地面積が2000平方メートル以上であり、かつ外壁後退距離が5メートル以上の建築物について適用するときは、同規定第1項中「20メートル」とあるのは、「30メートル」とすることができる。
- (11) 第7種高度地区の規定を敷地面積が1000平方メートル以上であり、かつ外壁後退距離が1メートル以上の建築物について適用するときは、同規定第1項中「20メートル」とあるのは、「30メートル」とすることができる。
- (12) 第8種高度地区の規定を敷地面積が1000平方メートル以上の建築物について適用するときは、同規定第1項中「25メートル」とあるのは、「35メートル」とすることができる。
- (13) 第9種高度地区の規定を敷地面積が1000平方メートル以上の建築物について適用するときは、同規定第1項中「30メートル」とあるのは、「40メートル」とすることができる。
- (14) 第5種高度地区又は第7種高度地区の規定を都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号に規定する特別用途地区のうち甲子園球場地区内の球場地区の建築物について適用するときは、第5種高度地区第1項及び第7種高度地区第1項中「20メートル」とあるのは、「45メートル」とすることができる。

## 2. 適用の除外

- (1) 都市計画法第12条の4に規定する地区計画のうち、同法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区の区域内にあり、かつ、同条第2項第1号に規定する地区整備計画の区域内において建築物を建築する場合又は同法第12条の7及び同法第12条の8に規定する地区整備計画の区域内において建築物を建築する場合については、この規定は適用しない。
- (2) 都市計画法の規定により定められた一団地の住宅施設、高度利用地区内に建築される建築物及び住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第1項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物については、この規定は適用しない。
- (3) この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物が、この規定に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）を有する場合において、当該建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の不適合部分に対してはこの規定は、適用しな

い。

(4) 前号の規定は、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物又は建築物の敷地については、適用しない。

(5) 第8種高度地区及び第9種高度地区において建築基準法第59条の2第1項、第86条第3項及び第4項並びに第86条の2第2項及び第3項による許可を受けた建築物については、第8種高度地区第1項及び第9種高度地区第1項の規定は、適用しない。

### 3. 許可による特例

次の各号のいずれかに該当する建築物で、市長が許可したものについては、この規定は、適用しない。

(1) 既存不適格建築物が同一敷地において再度新築する場合で、従前の建築物の最高高さを超えない範囲で敷地の形状等からやむを得ないと市長が認めるもの

(2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域又は準工業地域内に建築される工場又は工場に関連する建築物で、市長が周辺環境及び都市環境を害するおそれがないと認めるもの

(3) 市長が災害その他特別な事由を考慮し、公益上又は用途上やむを得ないと認める建築物のうち、周辺環境及び都市環境を害するおそれがないと認めるもの

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高度地区 (第10種)	約 28ha	建築物の各部分の高さは、7メートル以上とする。	
た だ し			<p>1. 適用の除外</p> <p>次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の各部分については、この規定は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都市計画施設の区域内の建築物</li> <li>(2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面積の合計が、建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分</li> <li>(3) 増築又は改築については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の7第1号及び第2号に定める範囲内のもの</li> <li>(4) 階数が2以下であり、かつ延べ床面積が100平方メートル未満の建築物</li> <li>(5) 建築物に付属する門、へい、ひさし、下屋、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分</li> <li>(6) 道路内に設ける建築物その他これらに類するもの</li> </ul> <p>2. 許可による特例</p> <p>その他の建築物で、市長が公益上又は用途上やむを得ないと認め、許可したものについては、この規定は適用しない。</p>
合計	約 4,770 ha		

「種類、位置及び区域は計画図のとおり」

## 理由

別添理由書のとおり。

## 理 由 書 (原案)

阪神間都市計画区域においては、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めている。

今回、この区域区分を変更するにともない、良好な市街地形成と都市の健全かつ合理的な土地利用の実現を図るため、用途地域を変更し、あわせて関連する高度地区を本計画書のとおり変更するものである。

変更前後対照表

(参考)

(△: 減)

種類	建築物の高さの限度	変更前	変更後	増減	備考
最高限度	高度地区 (第1種)	—	約 1,287 ha	約 1,281 ha	△約 6ha
	高度地区 (第2種)	15m	約 1,077 ha	約 1,077 ha	
	高度地区 (第3種)	15m (20m)	約 813 ha	約 813 ha	
	高度地区 (第4種)	15m (20m)	約 248 ha	約 248 ha	
	高度地区 (第5種)	20m	約 841 ha	約 841 ha	
	高度地区 (第6種)	—	約 174 ha	約 174 ha	
	高度地区 (第7種)	20m (30m)	約 247 ha	約 247 ha	
	高度地区 (第8種)	25m (35m)	約 8.0 ha	約 8.0 ha	
	高度地区 (第9種)	30m (40m)	約 53 ha	約 53 ha	
	小計	—	約 4,748 ha	約 4,742ha	
最低限度	高度地区 (第10種)	7m	約 28 ha	約 28 ha	
	小計	—	約 28 ha	約 28 ha	
合計		—	約 4,776 ha	約 4,770 ha	△約 6ha

( ) 内は、緩和できる高さの最高限度

## ただし書き新旧対応表（参考）

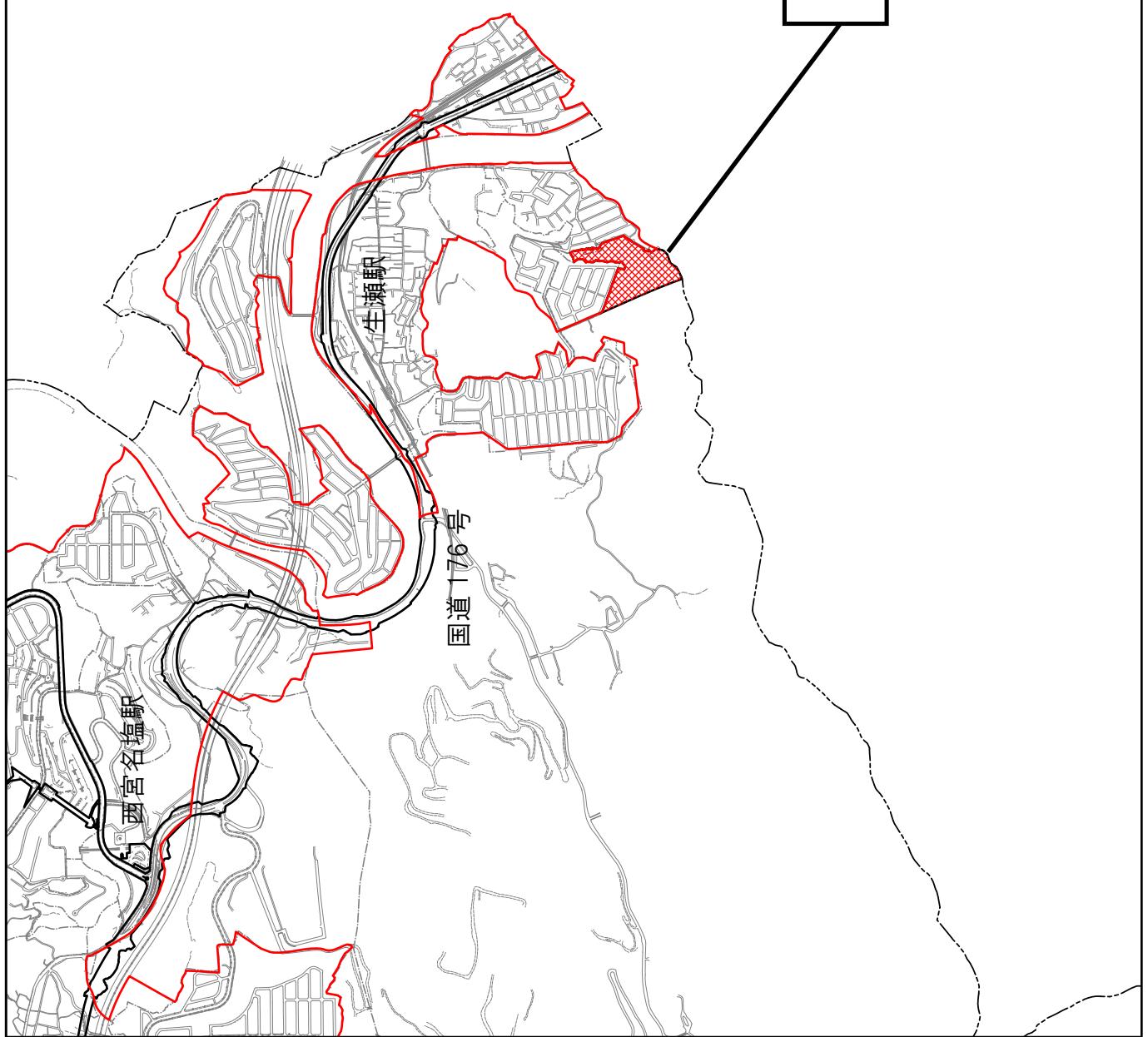
変更前	変更後	備考
<p>2. 適用の除外</p> <p>(1) 都市計画法第 12 条の 4 に規定する地区計画のうち、同法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区の区域内において建築物を建築する場合については、この規定は適用しない。</p> <p>(2) 都市計画法の規定により定められた一団地の住宅施設、<u>市街地再開発事業</u>の施行区域内に建築される建築物及び住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物については、この規定は適用しない。</p>	<p>2. 適用の除外</p> <p>(1) 都市計画法第 12 条の 4 に規定する地区計画のうち、同法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区の区域内<u>にあり、かつ、同条第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画の区域内において建築物を建築する場合又は同法第 12 条の 7 及び同法第 12 条の 8 に規定する地区整備計画の区域内において建築物を建築する場合</u>については、この規定は適用しない。</p> <p>(2) 都市計画法の規定により定められた一団地の住宅施設、<u>高度利用地区</u>内に建築される建築物及び住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する住宅地区改良事業により建築される建築物については、この規定は適用しない。</p>	

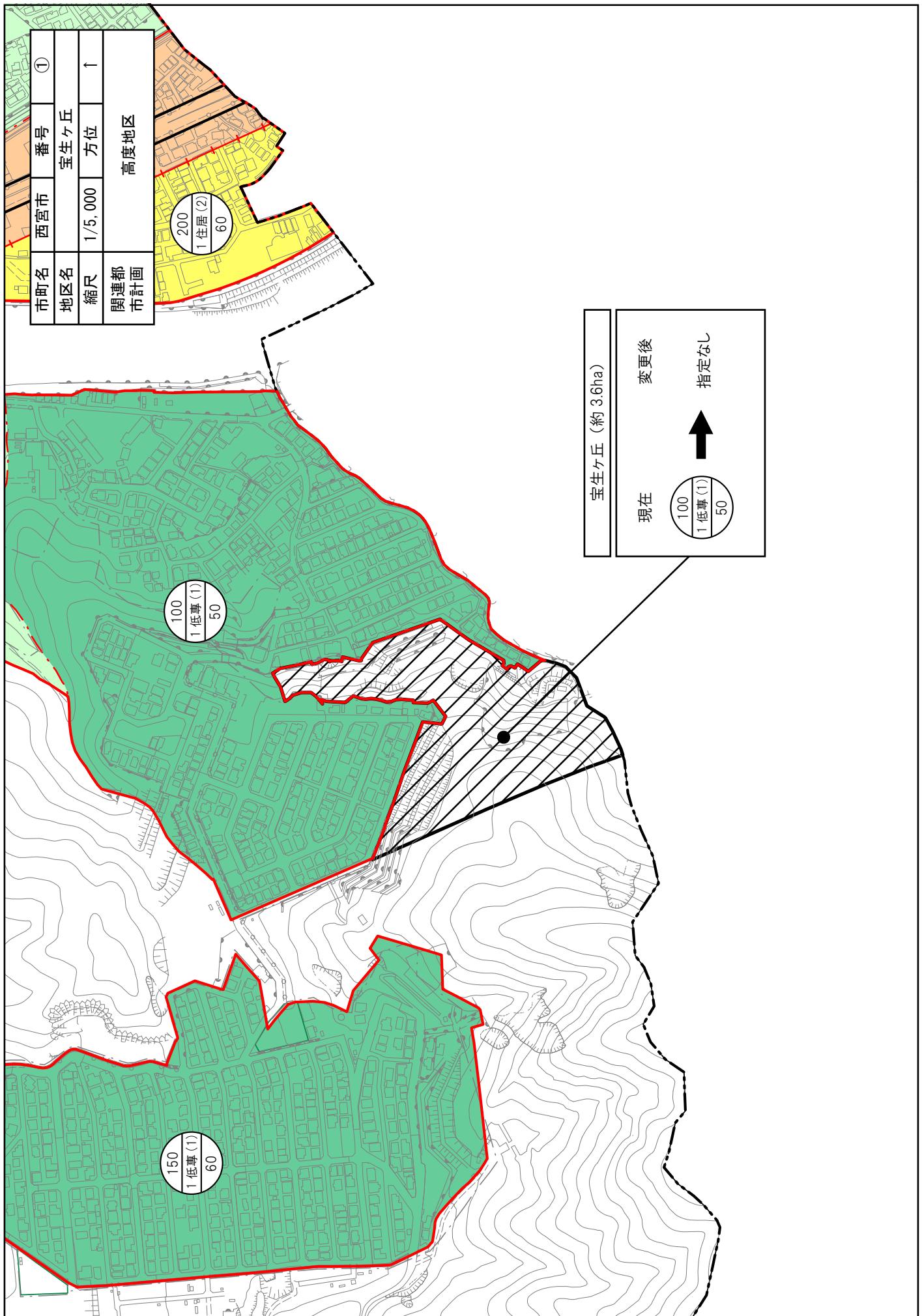
変更位置図 ①



縮尺 S=1:20,000

高度地区変更箇所  
①宝生ヶ丘地区（約 3.6ha）





変更位置図 ②

